

流山市農業委員会
平成28年第5回
総会議事録

平成28年5月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成28年第5回総会議事録

1 期 日 平成28年5月25日(水)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 15番 水代 啓司
2番 吉田 達弘

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 酒巻 孝美
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
10番 小嶋 悦子	11番 小倉 節子
12番 豊島 啓行	13番 大作 榮
14番 小林 常男	15番 水代 啓司
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

9番 中村 彰男

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 事 務 局 長 亀山 隆弘
事 務 局 次 長 山崎 哲男
事務局次長補佐兼農地係長 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第20号 「人・農地プラン」検討委員の推薦について	1
(2) 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について.....	2
(3) 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について.....	5
(4) 議案第23号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	6
(5) 議案第24号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	7
(6) 議案第25号 農地取得下限面積の修正の必要性について	8
(7) 報告第9号 専決処理の報告について	10

開会 午後3時30分

高市議長 これから、天気の方も熱中症が増えてくる季節でございますので、十分に水分をとって気を付けていただきたいと思います。

特に、田はまだ涼しいですが、畑は大変暑くなりますので、特にご注意くださいいただければと思います。

それでは、ただ今から平成28年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

15番水代委員、2番吉田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第20号「『人・農地プラン』検討委員の推薦について」から議案第25号「農地取得下限面積の修正の必要性について」までの6議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第9号「専決処理の報告について」、ご報告させていただきます。

ご説明は、以上です。よろしくお申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 議案第20号「人・農地プラン検討委員の推薦について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第20号

「人・農地プラン」検討委員の推薦について

「人・農地プラン」検討委員を次のとおり推薦する。

本案の検討会につきましては、地域の中心となる経営体の確保、地域の農業のあり方等を検討するため、設置されたものです。

この検討会の委員の構成ですが、県農業事務所、農協、市、農業委員会、認定農業者、女性農業者等の方で構成されています。

また、この検討会の委員の任期は2年となっており、今回、男性、女性各1名の推薦を依頼されているものであります。

事務局といたしましては、吉田 達弘委員、小倉 節子委員にお願いしたいと考えております。

最後になりましたが、この検討会の開催につきましては、年2・3回程度の開催を予定しているとのことをございました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、事務局から説明があったとおり、農業委員会から人・農地プラン検討委員として、男女各1名の2名を推薦しようとするものです。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(水代委員) 人・農地プラン検討委員というのは何名いるのでしょうか。

山崎次長 委員の構成でございますが、流山市農業委員会のほかに、とうかつ中央農業協同組合、千葉県東葛飾農業事務所、認定農業者、女性農業者、市、その他市長が必要と認める者ということで、任期は2年ということでございます。人数については要綱の中に特に記載されておりません。以上でございます。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第20号について、2番吉田委員、11番小倉委員を推薦することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 それでは、議案第20号については、2番吉田委員、11番小倉委員を推薦することに決定いたしました。

吉田委員、小倉委員、よろしくお願いたします。

(拍手)

高市議長 次に、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第21号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

はじめに、議案1番の権利者ですが、流山市大字西深井の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市西深井の畑1筆で、面積は260平方メートルです。次に、申請事由ですが、耕作地への接道確保のため、売買により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、1ページにございます。

次に、議案2番と3番につきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。議案2番の権利者ですが、流山市大字平方の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市平方の田3筆で、合計面積は291平方メートルです。議案3番の権利者ですが、流山市大字上貝塚の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市平方の田1筆で、面積は291平方メートルです。次に、申請事由ですが実態に合わせ、お互いの農地を交換するものです。議案案内図につきましては、2ページにございます。

次に、議案4番の権利者ですが、流山市大字平方の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市西深井の田1筆で、面積は1,021平方メートルです。次に、申請事由ですが、経営規模拡大のため、売買により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、3ページにございます。

議案書の3ページをご覧ください。次に、議案5番の権利者ですが、流山市大字平方の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市西深井の田2筆で、合計面積は994平方メートルです。次に、申請事由ですが、経営規模拡大のため、売買により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、4ページ、5ページにございます。

次に、議案6番の権利者ですが、議案の5番と同じ方です。申請がありました土地は、流山市西深井の田1筆で、面積は737平方メートルです。次に、申請事由ですが、経営規模拡大のため、売買により農地を取得するものです。議案案内図につきましては、4ページにございます。

今月の3条許可申請は、以上の6件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は6件であります。

本案については、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに1番ですけれども、申請地につきましては、東武線運河駅の南西約0.9キ

ロメートルに位置している畑1筆で、面積は260平方メートルであります。また、申請理由につきましては、自作農地への接道を確保するため、売買により取得するものです。売買価格につきましては、全体で79万円とのことでした。申請地の畑は、草刈済みの状態でした。次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.7ヘクタールで、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に2番ですけれども、その次の3番との交換のため、一括してご説明いたします。申請地につきましては、東武線江戸川台駅の北西約2キロメートルに位置している田で、2番は3筆、3番は1筆で、面積はそれぞれ291平方メートルであります。また、申請理由につきましては、公図と実態が異なるため、交換して実態に合わせたいとのことです。申請地の田は、田植済みの状態でした。次に、権利者の営農状況でございますが、2番権利者の耕作面積は約1ヘクタールで、農業従事者は2名で、3番権利者の耕作面積は約0.6ヘクタールで、農業従事者は2名です。双方とも、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に4番ですが、申請地につきましては、東武線運河駅の西約1.8キロメートルに位置している田1筆で、面積は1,021平方メートルであります。また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため売買により取得するものです。売買価格につきましては、全体で400万円とのことでした。申請地の田は、田植済みの状態でした。次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.9ヘクタールで、農業従事者は4名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に5番ですが、その次の6番と同一権利者のため一括してご説明いたします。申請地につきましては、東武線運河駅の南西約2キロメートルに位置している田合計3筆で、面積は合わせて1,731平方メートルであります。また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため売買により取得するものです。売買価格につきましては、全体で694万8千円とのことでした。申請地の田は、草刈済みの状態でした。次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.8ヘクタールで、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案につきましては、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいた

します。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員でありますよって、議案第21号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第22号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

今日は、更新に関するものが1件であります。

権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市下花輪にあります田1筆、面積は1,031平方メートルです。利用権の設定期間は、更新によるもので、本年6月から平成34年6月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が1件であります。

初めに、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は81歳でございます。農業従事者は1名で、農業従事日数は150日であります。次に、申請地につきましては、田植済みの状態でした。

以上のことをもとに審議いたしましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 ありがとうございました。これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第22号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第23号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第23号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求めます。

初めに、議案の1番と2番につきましては、関連がありますので一括して説明いたします。議案1番の申請者につきましては、流山市大字南にお住まいの方です。申請がありました土地は、流山市南の畑2筆で、合計面積は690平方メートルです。次に、議案2番の申請者につきましては、流山市大字南にお住まいの方です。申請がありました土地は、流山市南の畑1筆で、面積は181平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過しておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、7・8ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第23号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件でございますが、同一事案のため一括でご説明させていただきます。

本案につきましても、審議に先立ち現地調査を行っております。初めに、申請地は東武線初石駅の西約2.1キロメートルに位置している土地で、登記地目は畑、現況は住宅用地の状況となっております。また、申請地は、1番は平成14年、2番は平成24年にそれぞれ相続により取得した土地で、正確な年月日は不明ですが、昭和36

年より以前、江戸川の堤防工事の際に住宅を移転したとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、平成7年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地につきましては、今から20年以上は、住宅用地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって、議案第23号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第24号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第24号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

次のとおり、従事証明願があったので審議を求める。

はじめに、申請者につきましては、流山市大字東深井にお住いの方で、申請がありました土地は、流山市東深井にあります畑2筆で、合計面積は2,455平方メートルです。次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者本人で、御主人は4月25日付けで、『高血圧症、糖尿病等』により、「農作業を継続することは不可能である。」、また、奥さんは4月23日付けで、『腰椎圧迫骨折、骨粗しょう症』により、「農業従事は不可能である。」と医師から診断がなされております。このことから、今後、農作業の継続が困難になったというもので、今回、この生産緑地の解除をするための手続きとなる、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。また、この案件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、ご参照いただきたいと思います。

今月の「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」については、以上の1件で

す。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第24号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人です。従事日数は、元気な頃は年間180日程度農業に従事していたということです。しかし、病により農業経営が不可能となり、生産緑地の買取申出を申請するため、証明願の申請がなされたものです。申請地については、トマト、青ネギ等が作付されておりました。なお、これらの作物については、申請地は住宅地の中にあるので、砂ぼこりの防止のため、近隣の方に作付を協力していただいたとのことでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が元気な頃は、農業経営の中心として従事しており、その者が故障したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって、議案第24号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第25号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第25号

農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

1 農地法施行規則第17条第1項関係において、2015年農林業センサス速報値

では、市内において30アール未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40%を下回っていない。

2 農地法施行規則第17条第2項関係において、農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。また、遊休農地面積が農地面積の約0.7%と低い現状である。

本案につきましては、現在、流山市の農地取得下限面積は、30アールと設定しておりますが、農林水産省から出されております通知、「農業委員会の適正な事務実施について」におきましては、3条申請の際の許可基準の一つとなっております下限面積の設定については、修正の必要があるかないかの検討を毎年行うこととされております。

このため、本案につきましても本日の総会前に、総合農政検討委員会の皆様に御検討をいただきましたので、本日御提案をさせていただいたものでございます。

次にこの下限面積の検討に当たりましては、主に、農地法施行規則第17条第1項と第2項の二つの関係をもって検討をすることとされております。

初めに、一つ目の農地法施行規則第17条第1項の関係につきましては、農業委員会が定める別段の面積は、耕作面積別の農家数が、農家全体の総数のおおむね100分の40を下らないように算定することとされております。このことから、ここでは本市の耕作面積別の農家数を比較し、全体の40%のラインを見て、下限面積を検討していただきました。

次に二つ目の農地法施行規則第17条第2項の要件ですが、新規就農を促進する観点から、遊休農地が相当程度存在し、下限面積未満の農家が増加することによって、農地の利用の確保に支障がない場合は、適当な面積を定めることができる、とされております。

また、国の処理基準の中では、高齢化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあり、下限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない場合は、この規定を適用することができると定められておりますことから、ここでは遊休農地の割合などを勘案し、検討をしていただきました。

平成27年度の利用状況調査において、調査対象面積約468ヘクタールに対し、遊休農地の面積が3.3ヘクタールであり、全体の約0.7%と低い状態でありました。

最後になりますが、本日御承認をいただければ、今後、市のホームページ等で周知を図って参りたいと考えております。

御説明につきましては以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小田桐委員長。

小田桐委員長 議案第25号『農地取得下限面積の修正の必要性について』総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

本案についての審議しなければいけない条件については、先ほど事務局の方で

説明があったとおりです。そこで、農地法施行規則第17条第1項及び第2項について審議させていただきました。

はじめに、第17条第1項に係る事項につきましては、2015年世界農林業センサスで、経営面積が本市の下限面積である30アール未満の農家数が310戸でありました。総農家戸数が574戸ですので、54.0パーセントでありましたことから、基準であります40パーセントを下回らないことを確認しました。

次に、第17条第2項の関係では、平成27年度の利用状況調査におきまして、調査対象面積約468ヘクタールに対して、遊休農地の面積が3.3ヘクタール、事務局の説明にありましたように、全体の約0.7パーセントと低い状態を確認しました。

よって、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積については、現在の30アールのままで各要件を満たしていることから、修正を行わないことに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果について、ご報告を終わります。

高市議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第25号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第9号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第9号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は10件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が8件、駐車場、公衆用道路が各1件

でした。

今月の4条届出の合計は、以上、10件、17筆、6,137.79平方メートルで、地目別の内訳では、田が4筆、591.79平方メートル、畑が13筆、5,546平方メートルでした。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

2の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと24件、マンションの区分所有を含めると全体で40件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が35件、贈与が3件、使用貸借が2件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が37件、駐車場が3件でした。

今月の5条届出の合計は、以上、40件、243筆、171,330平方メートルで、地目別の内訳では、田が187筆、147,401平方メートル、畑が56筆、23,929平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成28年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時10分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成28年5月25日

流山市農業委員会会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員水代 啓司.....

流山市農業委員会委員吉田 達弘.....